群馬労働局の取組　トピックス

①年休でまったりと年の瀬を
②12月はハラスメント防止月間です

発信者　雇用環境・均等室



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん ぐんまver.

●群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

●ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。**（027-896-4739）**

①　年休でまったりと年の瀬を

事業主の皆様へ

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※１）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※２）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けて導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧いただくか、群馬労働局雇用環境・均等室にお問い合わせください。☏０２７－８９６－４７３９



※１　年次有給休暇の付与日数のうち、５日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※２　年次有給休暇の付与は原則１日単位ですが、労使協定を締結すれば年５日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

（年次有給休暇取得促進特設サイトURL）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/



厚生労働省 **群馬労働局　雇用環境・均等室**

②　12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報・啓発活動を実施します。
その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」をオンラインで開催します。



厚生労働省 群馬労働局　雇用環境・均等室

２０２６年１０月から、カスタマーハラスメント、求職者等セクシュアルハラスメント対策も全事業主に義務付けられています。

ハラスメントのない職場をつくりましょう！
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団もご利用ください。

詳しくは
こちらから

ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナー及び都道府県労働局雇用環境・均等部(室)をご利用ください。

NOハラスメント





＜群馬労働局の取組 トピックスコーナー＞

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html

トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！



厚生労働省 **群馬労働局　雇用環境・均等室**